

2009(平成21)年度 法学既修者認定試験問題

民事訴訟法

(90分、総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページある。
2. 解答用紙は2枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

以下の設例を読み、各設問に答えなさい。

Y1は、某名門会社のオートバイがどうしても欲しく、購入資金と当座の維持費等に充てるため、Xから、平成16年8月に、350万円を借りた。利息は年7パーセント、返済期限は1年後の平成17年8月31日と定めた。Y2が、この金銭貸借のために、返済期限にはY1が必ず返済することを請け負います、決してXに迷惑はかけません、という趣旨を記載し自ら署名捺印した書面をY1に渡し、Y1はそれをXに手渡した。Y2の債務が保証債務か連帯保証かは明らかでなかった。

1年間の過ぎ、返済期が到来したが、Y1は借りたお金を返さない。Xは再三催促をしたが、Y1からは何の反応もなかった。Y2に事情を尋ねても事情は明らかにならなかった。Xはやむを得ず、Y1Y2を相手取って元本350万円と、返済期限までの利息ならびに返済期限を過ぎて支払いに到るまでの利息相当分の遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。

訴訟が始まると、第一回口頭弁論期日において、Y2はXの請求原因事実をすべて認めた。そこで、裁判所は弁論を分離し、第二回口頭弁論期日において、XのY2に対する請求を認容する判決を下し、XとY1の訴訟の審理を進めた。

第三回口頭弁論期日において、Y1は、金銭貸借当時、自分は未成年者であり、右貸金契約を取り消すと主張した。

第四回口頭弁論期日において、証人として喚ばれたY1の親権者Pは、Xからの金銭の借り入れについて、その事情を知らされておらず、従って借り入れについて同意をした覚えもなく、追認をする意思もない旨を証言した。

XのY1に対する請求は棄却され、判決はそのまま確定した。この判決を知って、Y2は、Xを相手取り、請求異議の訴えを起こした。Y2の主張によれば、自己の債務は保証債務であり、Y1に対する主債務が存在しないと判断された以上、Y2に対する債務も存在しないと判断すべきである、というものであった。 (100点)

- 1) 設例のY1とY2を1つの訴えで訴えた場合、その訴えは何と呼ばれているか。
- 2) 設例の訴訟において、第一回口頭弁論期日において、Y2はY1とともに、Xの請求を争ったとする。訴訟の審理中に、Y1またはY2のした事実についての主張や証拠

の申出、証拠資料についての主張は、Y2またはY1にどのような影響を及ぼすか。

- 3) 設例の請求異議の訴えにおいて、Y2の主張は認められるだろうか。
- 4) Y2は、Xに対し、500万円の売掛代金債権を持っており、Y2に対する判決が確定した後、Y1に対する訴訟の口頭弁論が終結する前にその弁済期が到来したとする。
Y2は、Xに対し、この債権によってXの債権と相殺することができるだろうか。
- 5) XがY2のみを訴えたとする。Y1にはその訴訟に加わる方法があるだろうか。

余白